

令和4年分 給与所得の源泉徴収票について

退職前の給与(令和4年1月～3月分)に係る源泉徴収票は、令和5年1月中旬に発行され、退職時の所属から送付されます。

(令和4年4月に送付される、退職手当に係る源泉徴収票とは別のものです。)

再就職先での年末調整等で、先に源泉徴収票が必要な方は、以下の連絡先に御連絡いただき、発行を依頼してください。

※ 令和4年7月以降、発行が可能です。

■連絡先（退職時の所属により連絡先が異なります）

○小・中学校

退職時の学校の事務担当者

○県立学校(高等学校、総合支援学校 等)

退職時の学校の給与事務担当者

○事務局、その他

山口県教育庁 教育政策課 総務管理班

電話 083-933-4510

発行依頼からお手元に届くまで1週間程度を要しますので、余裕をもって発行依頼していただくようお願いします。

注) 退職後、再任用等で山口県から給与が支給される方は、退職前の給与額を再任用等の給与額に合算しますので、年末調整等で退職前の給与に係る源泉徴収票は必要ありません。

問い合わせ先

山口県教育庁 教育政策課 総務管理班

電話 083-933-4510